~深刻化する空き家問題~

放置すると『災害復興の妨げになる』『犯罪に利用される』

といった問題の要因ともなり得ます



日時

平成30年10月14日(日)

10:00~16:00

電話番号

082-511-7196

空き家について気になること色々・・・

利活用(賃貸など)

処分(売却・取壊しなど)

管理

諸施策(空き家対策・被災支援など)

近隣問題

相続・遺産分割

成年後見

相談してみませんか?

司法書士がお答えします!

主 催 広島司法書士会

後 揺

広島県空き家対策推進協議会 中国新聞社

〈お問い合わせ・連絡先〉

広島司法書士会事務局

広島市中区上八丁堀6番69号

TEL:082-221-5345(9時~17時、土日祝日を除く)

